

居住支援に関連する 地域生活定着促進事業について

令和6年9月6日

厚生労働省 社会・援護局総務課

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成29年～令和3年)

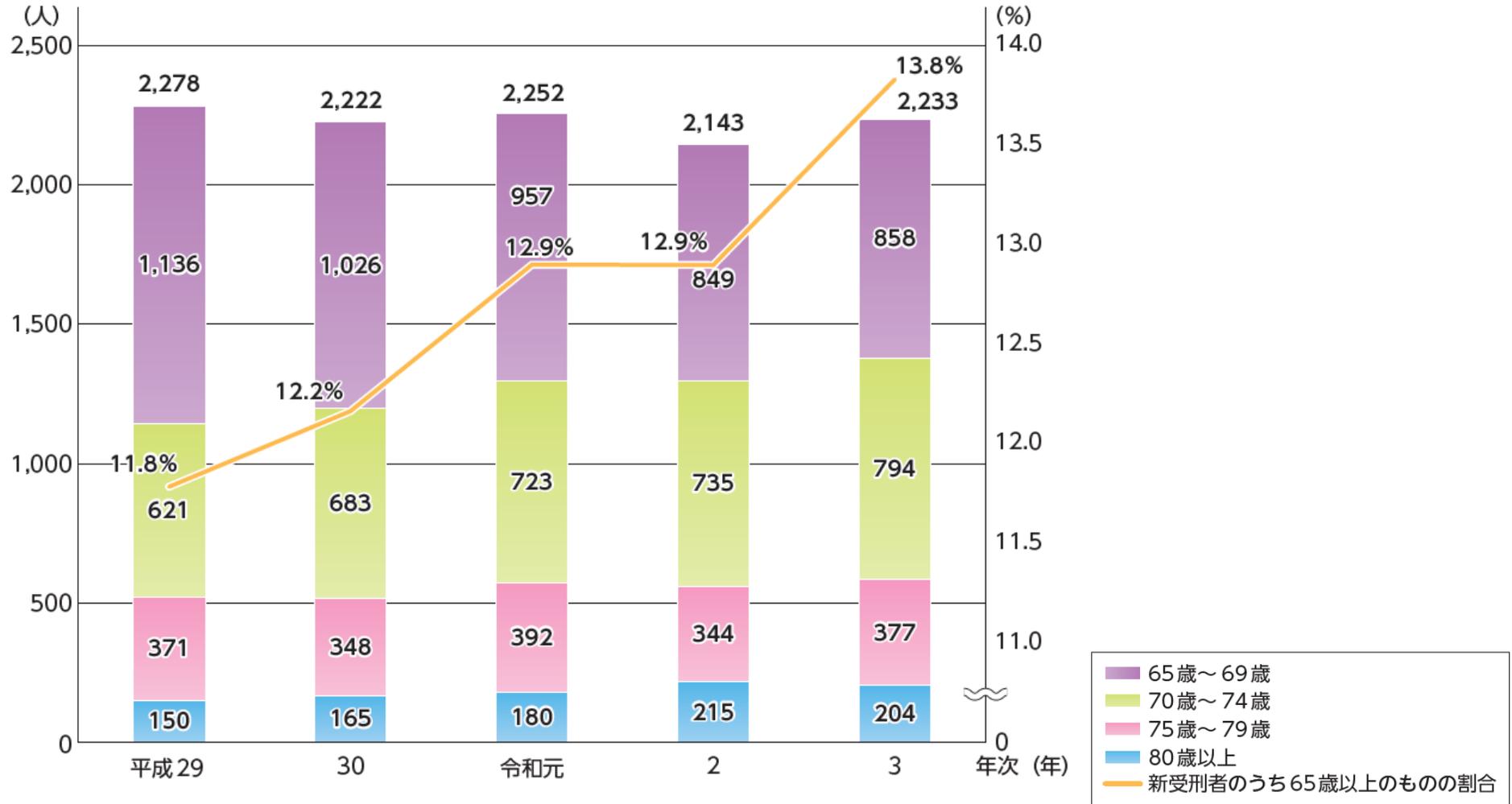
年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
- 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
- 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
- 4 ()内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。

令和4年版再犯防止推進白書 —新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合—

参照：令和4年版再犯防止推進白書：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi4/r04/html/nt121000.html>)

特2-1-1 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合

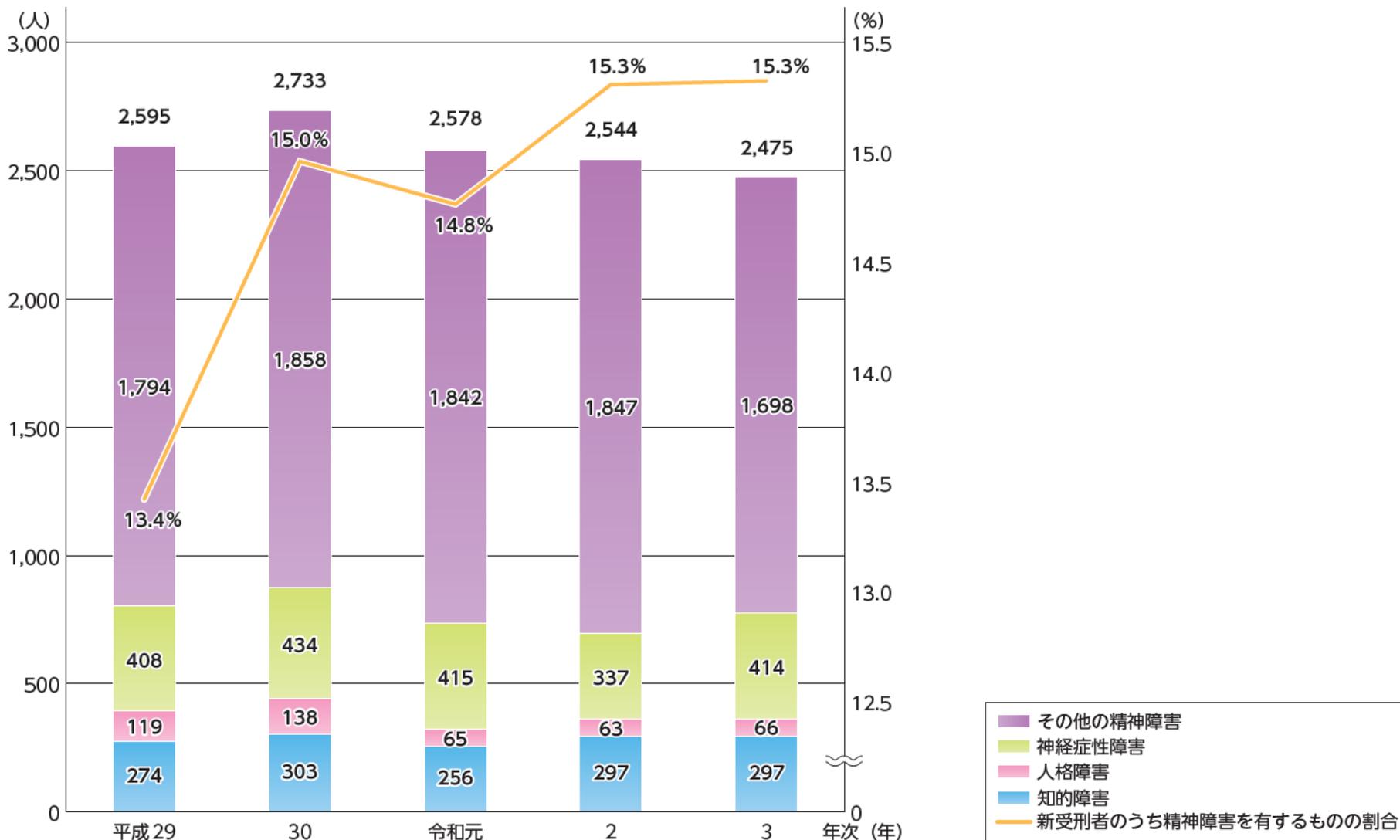


注 法務省・矯正統計年報による。

令和4年版再犯防止推進白書 —新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合—

参照：令和4年版再犯防止推進白書：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi4/r04/html/nt121000.html>)

特2-1-2 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合



注 法務省・矯正統計年報による。

地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）とは？

平成21年度より、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。



矯正施設を退所する帰る場所がない障害者や高齢の受刑者等が、退所後も生活に困らず、安心して生活できるように、矯正施設入所中から退所後まで一貫した福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。

令和7年度要求額 16億円（15億円）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。**

実施主体

実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）【補助率：国3／4、都道府県1／4】

事業内容

1. **コーディネート業務**
→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。
2. **フォローアップ業務**
→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。
3. **被疑者等支援業務（令和3年度から開始）**
→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。
4. **相談支援業務**
→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。
5. **関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**
→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）



【拡充】官民協働の支援ネットワークの構築強化費・協議体を活用した連携強化推進費

第2 1. (2) ①ウ

矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について (中略) 地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、地方公共団体とも協働しつつ、一層着実な実施を図る。

また、(中略) 必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。

第2 1. (2) ②ア

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化



法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。

第2 1. (2) ③

被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。

第2 1. (2) ④ウ

地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。

■ 令和3年度・4年度上半期の地域における官民協働の協議会等への参加状況

※上段が回答数、下段が割合 (設問IV-9)

回答数	自立支援協議会(障害)	地域ケア会議(高齢)	居住支援協議会	要保護児童対策地域協議会	重層的支援会議(支援会議)	再犯防止推進協議会	その他
41	20	8	12	6	10	37	9
	48.8%	19.5%	29.3%	14.6%	24.4%	90.2%	22.0%

課題) 他の施策との連携を進めていくことが必要

- 地域における官民協働の協議会等へのセンターの参加状況は、再犯防止推進協議会を除いて半数に満たない。

好取組) 協議会等に参加することで、具体的な成果(効果的かつ効率的な業務運営等)につながった例

- 市自立支援協議会の専門部会の一つとして「司法と福祉の連携部会」を立ち上げ、その市で起きる触法障がい者の問題を話し合うプラットフォームがあること。市の関係機関を巻き込むことができる点で有効と思える。
- 自立支援協議会の中の触法障がいワーキンググループを二か月に一回開催している。
- 県と連携して各市町村自立支援協議会宛てに、定着事業の周知を内容とする通知を発出。それを基に数か所の自立支援協議会に出席して事業説明を実施した。
- 困難事例の支援手法や支援ルートの開拓、対象者の選択肢の拡充。
- 受入れ先の自治体が支援の在り方や方法を検討できた。(緊急時の対応について具体的な対策が練られた)
- 出口、入口含めて協議会と連携しながら対象者支援を進めることができ始めている。また、協議会としても罪を犯した人の支援に関する理解拡大のため研修会や、支援の在り方について定着との役割分担を進めながら取り組んでいる。



「官民協働の支援ネットワークの構築強化」のイメージ

官民協働・多機関連携イメージ

